

平成23年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成22～27年度)に基づく平成23年度計画を以下に示す。
また、中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。

No. 1

- ① 各学部にて提示した入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の見直し案について検討・修正・整理を行い、本学が求める学力要件等を明確にして公表する。
- ② 各学部との意見交換を踏まえ、戦略的な入学者受入方策について検討・協議する組織を編成し、教科・科目の選択制や傾斜配点など入学者選抜方法の改善方策を検討する。
- ③ 高大接続フォーラム、授業参観などの事業を継続実施し、理工系進学希望者の確保を島根県教育委員会と連携して進め、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)研究指定校のカリキュラム開発や高大接続科目の開発研究など「学習の接続」に資する事業に重点的に取り組む。
- ④ 入学前セミナーを継続実施するなど、入学前指導・教育のさらなる充実を図る。
- ⑤ 本学ホームページや進学情報関連業者サイトを活用し、高校生からの質問に答え、また、大学生活を紹介するなどの双方向的な入試広報活動を推進するとともに、効果の高い広報媒体の開発と活用方策を検討する。

No. 2

- ① オープンキャンパスでの全学企画を充実させる。また、大学の知的資産を活用して高校生の課題探究能力と大学教育への適合性を高めるための啓発的事業(キャンパスアカデミー)を本格実施する。
- ② 学生が大学をテーマに高校で開講する授業「大学」を拡充するとともに、山陰地方の僻遠地域や西日本を中心とした都市部を重点地域として、学生の力を活かした中・高校生への啓発活動を進める。

No. 3

- ① 本学理系学部と連携し、オープンキャンパスや高等学校訪問でこれまでに制作したPRコンテンツを上映する。また、女子高校生の理系選択支援のためのロールモデルパンフレットを配布し、進路選択の支援を行う。

② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。

No. 4

- ① 各学部の教育目的を考慮し、かつ、全学的に整合性を持つ「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」及び「学習到達目標(ラーニング・アウトカム)」の枠組みを構築する。

No. 5

- ① GPA(科目平均評価点)評価制度の導入を含めた成績評価の適正化を図るための仕組みについて、教育の質保証システムの構築と連動して、引き続き検討する。
- ② 教育の質保証、卒業認定の厳格化の観点から、卒業要件単位や1科目の担当単位数、CAP

制(履修の上限設定)、シラバスの充実等について、各学士課程の教育と整合性を持たせるよう引き続き検討する。

- ③ 教育の質保証システムの構築及びFD活動と連動して、シラバスの実質化(各授業の達成目標、準備学習、成績評価基準等)に向けて検討する。

③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人としての基礎力を高める。

No. 6

- ① 学士課程教育に円滑に接続する高大接続の科目設定及び全学共通教育におけるプログラム化を検討する。
- ② 初年次教育担当者の学内ネットワークを確立し、同僚評価等の評価結果に基づいた教育改善・FDを展開する。
- ③ 補完教育と正課授業の連動の観点から、全学共通教育及び学士課程教育のカリキュラム構築に合わせた補完教育のあり方を検討し、試行する。

No. 7

- ① 全学共通教育において、環境教育、フィールド学習等をカリキュラムとして適切に配置する。
- ② 全学共通教育において、自然科学系の地域の「人と自然」に学ぶ教育をカリキュラムとして適切に配置する。
- ③ 学部・学科・分野等で行われているフィールド学習等の体験的学習の必要な見直しを継続し、専門教育と全学共通教育の有機的な接続を試行する。

No. 8

- ① 正課外活動への参加状況をポイント制度によって可視化して評価することで、学習意欲の向上を図っている取組を引き続き実施する。また、学生が自主的な正課外活動を積極的に行える体制を整備する。
- ② 正課外活動に対する環境を改善するため、施設、設備等の一層の整備・充実を図る。

No. 9

- ① 平成22年度に採択された「大学生の就業力育成支援事業(就業力GP)」において、キャリア教育を充実するため、新規・既存科目の体系化を図るとともに、学生が主体的に学ぶ「課題別特別教育プログラム」として3コースを新設する。

No. 10

- ① 地域社会に貢献できる人材育成のための教育プログラムをカリキュラムとして単位を認定するなど学士課程教育に適切に位置づける。
- ② 地域の人材、機関、組織と連携し、教育効果を高める教育方策を協議・検討する。

④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。

No. 11

- ① 平成22年度から実施している新しい英語教育プログラムにおいて、コースごとに学生の興味・関心を高める授業を提供し、英語教育の充実を図る。また、選択自由科目を再編し、外国語運用能力を就業力に必要な能力の一つとして位置づけ、その向上に資する英語教育を実施する。
- ② 平成22年度に実施した実態調査に基づき、各学部において専門教育と関連のある英語教育のあり方を検討し、必要に応じて英語科目を設定する。

No. 12

- ① 外国語教育センターを中心に英語学習を支援するセミナー・講演等を企画し、実施する。
- ② 外国語の自学自習においてPCによるe-ラーニングの活用を推進する。

【大学院課程】

⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

No. 13

- ① 大学院課程教育の質保証システムと連動した実効ある組織体制を構築し、協議・検討を引き続き行う。
- ② 学士課程教育と整合性を持つ「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「学習到達目標（ラーニング・アウトカム）」の枠組みを研究科ごとに構築する。

No. 14

- ① 高度専門職業人との意見交換の成果を基に、必要に応じて各研究科においてカリキュラムの見直しを行う。また、各研究科における地域とのネットワークを活用し、大学院生の就職活動を支援する組織体制を強化する。

No. 15

- ① 成績評価の適正化を図るための仕組みを引き続き検討する。
- ② 教育の質保証システムの構築及びFD活動と連動して、シラバスの実質化（各授業の達成目標、準備学習、成績評価基準等）に向けて検討する。

【学士課程・大学院課程共通】

⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

No. 16

- ① 各種教育成果の検証に係る調査結果を教育・授業改善に活用する。
- ② 各部局との協働による教育改善・FDの推進に加え、学生参画によるFDやICT活用によるFDなど多角的なFD活動を推進する。
- ③ 各部局と協働する課題解決（アクション・ラーニング）を促進し、各部局のニーズに合わせた教育改善を推進する。
- ④ 全学的視野の下、教育改善に携わる教職員が部局を超えて集う情報交換会、各種勉強会等の幅広いFD活動を推進する。

No. 17

- ① 山陰地域における高等教育機関のニーズ等の状況を把握し、合同企画の拡充を図る。
- ② 山陰地区の高等教育機関と教職員や学生の交流等を含め連携を強化する。

No. 18

- ① 教育研究活動の質的向上を図る教員個人評価を継続実施する。また、これまでに蓄積した教育活動の実績データを参照し、教育領域の評価項目の見直しを行う。

【教育の実施体制】

⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。

No. 19

- ① 引き続き学士課程及び大学院課程の学生定員及び組織に関する課題を整理し、必要に応じて組織等のあり方について検討する。

(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。

No. 20

- ① メンター制度を導入した総合理工学部での効果の検証結果を踏まえ、制度の改善を図るとと

もに、他学部での導入に向けた検討、試行を行う。

- ② メンターによる活動の質保証を行うため、メンター研修を実施する。
- ③ 学士力及び社会人基礎力育成に関連し、全学共通教育におけるSA（スチューデント・アシスタント）の導入を検討する。
- ④ 授業外学習を促進するため、LMS（学習管理システム）を試験的に導入する。

② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。

No. 21

- ① 「指導教員による研究室配属前学生への履修指導等のガイドライン（仮称）」の作成等に向けて学生指導の現状を明らかにするため、大学2年生を対象とした学生アンケート調査を実施し、分析する。

No. 22

- ① 本学独自の新たな奨学制度を創設するため、他大学等の状況を調査し、規則の制定等を含めた検討を行う。
- ② 平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納入が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。

No. 23

- ① 各学部・学科と連携したキャリア教育、就職支援を実践するとともに、平成22年度に採択された「大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）」の一環として外部就職相談員等の活用による個別相談体制の充実を図る。

No. 24

- ① 女性研究者のロールモデルを示し、女子学生の大学院への進学を支援する相談制度の利用を促進する。
- ② 女子学生の大学院への進学を支援するため、学内の関係部局と連携し、女子学生を対象としたキャリア形成に関する講義等を実施するほか、進路選択支援のための懇談会等を行う。

No. 25

- ① 多様な学生の心身の健康相談の支援をするため、保健管理センターでの入学生全員のスクリーニング面接を継続するなどして、早期の段階で適切に学生を支援する体制の充実を図る。

No. 26

- ① 教員組織と事務組織の協働に向けたネットワーク体制を構築し、SD研修を通じて教職員のスキルアップを図り、多様化した学生のニーズに合った支援を協働で推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。

No. 27

- ① 研究成果を積極的に社会に還元できるようシーズ紹介の場を設ける、研究成果に関するシーズ集を作成する、シーズ=ニーズのマッチングを図るなど、産学連携の支援を行う。
- ② プロジェクト研究推進機構の中・長期的テーマによる重点研究や地域文化、地域資源、地域医療などの課題に関する研究を中心とする萌芽研究及び特定研究等を引き続き推進する。
- ③ 医理工農連携プログラムの実績を踏まえ、引き続き教育研究拠点化に向けさらに強化拡大したプログラム等を整備する。
- ④ 山陰地域を対象とした調査・研究の基盤整備に努めるとともに、山陰研究プロジェクト及び

山陰研究共同プロジェクト参加者等に対する支援及び参加者相互の研究交流の促進を図る。

No. 28

- ① 引き続き寧夏大学との共同プロジェクトにより、中山間地域、過疎等の国際比較研究を推進するとともに、研究推進体制を検討する。
- ② 健康調査データベースを地域のGIS（地理情報システム）データと統合し、自治体と共同で地域診断、社会資源マッピングに使用できる統合データベースに発展させる。また、疾病予知予防に関する追跡調査を継続し、学内研究者、自治体からの要望も踏まえてデータベースの充実を図る。
- ③ 山陰地方における自然災害の発生メカニズムとその対策に関する研究を推進する。

No. 29

- ① 引き続き汽水域・水環境に関する研究及び医理工農連携に関する環境・社会基盤・医学分野を含めた水環境全般の学際的研究を推進する。
- ② 汽水域における自然・資源の利活用について、汽水域研究会及び他大学等との連携を図る。
- ③ 特定研究（健康＝未発病状態を分子レベルで判定できる方法の開発）において部局間の連携を進展させるとともに、その研究成果を学内外へ公表する。
- ④ 引き続き研究フォーラムの充実を図り、研究成果を学内外で共有する体制を構築し、異分野研究者間の交流を推進する。

② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。

No. 30

- ① 平成 22 年度に実施した「サバティカル研修」制度に関するアンケートにより明らかとなった課題を解消するため、改善策を策定する。
- ② 平成 22 年度に実施した重点研究における若手研究者育成プランを検証し、若手研究者の育成方法を引き続き検討する。

No. 31

- ① 機器使用予約システムの運用を開始する。
- ② 新規に導入した先端機器による研究支援活動を開始するとともに、引き続き設備整備マスタープランに基づき導入した共同利用機器の実験技術講習会を開催する。
- ③ 第 4 期学術情報基盤整備計画等に基づき、引き続き図書、雑誌及び電子ジャーナルや各種データベースを整備する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。

No. 32

- ① 学部研究セミナーを引き続き地域の公立研究機関、産業界に公開する。
- ② 「地域法律相談センター」及び島根県消費者活動推進事業「消費者のための法教育と巡回法律相談」の活動をさらに充実する。
- ③ 産業界との連携を担うコーディネーターの体制を見直して、再構築する。

No. 33

- ① 地元企業との包括協定に基づき進めている教育研究について、平成 22 年度の分析結果を踏まえ、地域産業人材育成に対応できる学内組織のあり方を検討する。
- ② 引き続き地域産業人育成コース及び地域人材リカレント特別コース等の充実を図る。
- ③ 平成 22 年度に実施した地元企業人を取り込んだMOT（技術経営）教育を検証し、地元産業界の発展に寄与できる人材の育成をさらに推進する。

No. 34

- ① 地域枠推薦入試等で受け入れた学生の地域医療実習を継続実施する。

② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。

No. 35

- ① 地域住民の学習ニーズを把握するために実施した公開講座・公開授業受講生アンケートを継続する。また、本学の公開講座を連携講座として提供している「まつえ市民大学」の受講生にアンケートを実施し、公開講座・公開授業のあり方を検討する。
- ② 大学の教育資源を活用できる全学的テーマを掲げ、大学の教育研究機能を活かした多様な講座を提供する。

No. 36

- ① 平成 22 年度に試行した現職教員研修の成果等を踏まえ、島根県教育委員会、鳥取県教育委員会等と連携し、本格的に現職教員研修を開始する。

No. 37

- ① 引き続き県内関係機関との連携・協力により図書館所蔵資料や地域の貴重資料を企画展示するとともに、これらに関する講演会を開催し、地域市民への学術情報の提供を進める。また、デジタルアーカイブシステムや遺跡資料リポジトリのコンテンツの充実・拡大を図り、教育研究等の利用に供する。
- ② 学内の標本データ整理を継続するとともに、インターネットによる入力・閲覧可能な標本資料データベースの構築を進める。
- ③ 旧奥谷宿舎等学内外の施設を活用し、ミュージアムが保有する学術資料等の展示活動や市民対象の普及啓発事業等を継続実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。

No. 38

- ① 平成 22 年度に交流協定締結校の中から選定した国際交流重点校と連携し、国際交流を推進する。
- ② 教育研究ネットワークを拡大するため、さらに東アジアや欧米等の研究機関と国際交流事業の実現を図るとともに、可能なものから国際交流協定を締結する。

No. 39

- ① 国際交流重点分野(人材育成、環境と少子高齢化、ナノ)を中心に、共同研究を積極的に推進する。
- ② 韓国の慶尚大学校や中国の中国人民大学、寧夏大学等との学生交流を継続する。
- ③ 医学部において、平成 22 年度に寧夏医科大学及び同附属医院と構築した健康長寿等に関する学際的共同研究体制を韓国やベトナム等のアジアの交流協定締結校に拡大するとともに、その成果を発信する。

② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。

No. 40

- ① 平成 22 年度から海外留学への動機づけ(留学目的の明確化や具体的な留学後のイメージの確立)のため開講した「英米の現代留学事情」に追加して、国際交流センターを中心に新たに英語による「留学のための教養基礎(理系文系別)」を開講する。
- ② 交流協定締結校等で実施する海外異文化研修プログラム及び海外語学研修プログラムを引き続き実施する。

- ③ 派遣留学生数を増加させるため、実施可能な学部・学科等から「4年間で卒業可能な留学履修モデル」の提示を目指し、留学事例の中から「1年間留学して4年間で卒業した」事例の単位取得状況等の検証を行い、平成24年度提示に向け準備する。
- ④ 派遣留学生の財政的支援を目的とする制度の充実を検討する。
- ⑤ 海外研究プログラムや留学の体験発表会等を開催し、本学学生の留学動機づけの強化を図る。
- ⑥ 医学部において、専門別海外語学研修として、医科系の英語研修プログラム設置を検討する。

No. 41

- ① 外国人留学生と日本人学生との交流促進のため、引き続き島根大学留学生との交流会を実施する。
- ② 交流協定締結校から受け入れる短期プログラム研修生との交流事業に日本人学生の参加を積極的に進め、相互理解の促進を図る。
- ③ 外国語教育センターと連携し、引き続き日本語補講(入門、初級、中級)を前期及び後期に実施するとともに、日本語能力試験対策講座を実施する。

No. 42

- ① 帰国留学生とのネットワークをさらに強化するため、平成20年度のインドネシア、平成22年度のネパールにおける帰国留学生同窓会の設立に引き続き、他国の帰国留学生同窓会の設立に向けて検討する。
- ② 帰国留学生からの近況や活動レポート等を集約して、「国際交流季刊メール (Quarterly News)」による情報発信を行い、本学とのネットワークの改善・強化を図る。

No. 43

- ① 島根の文化・歴史に触れるための留学生見学旅行を企画し、見学旅行先での地域住民との交流を促進する。また、地域の留学生支援団体等との連携を図り、外国人留学生と地域住民との交流を引き続き促進する。
- ② 優秀な外国人留学生の確保のため、国内外(大阪、東京、東南アジア等)の留学フェアに引き続き積極的に参加するとともに、国内外の日本語学校において島根大学留学説明会等を行うなど、より一層広報活動を強化する。
- ③ 海外の帰国留学生同窓会と連携し、優秀な外国人留学生を本学に推薦するネットワークの構築を検討する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

No. 44

- ① 島根県及び地域の臨床研修病院との連携を強化し臨床教育を充実させる。また、引き続き海外研修も含めた大学病院連携型医療人養成事業の推進を図るとともに、関係大学及びその関連研修病院との交流実績の中間評価を行い、交流強化に向けた推進計画を立案する。
- ② 島根県の地域医療再生事業に参画して設置した地域医療支援学講座を中心に、島根県を含む地域医療機関と連携し地域医療人の育成・支援を推進するとともに、島根の地域性を活かした魅力ある医療人育成プログラムの構築に向けて「NPO法人島根県地域医療支援センター(仮称)」の設置に向けた取組を推進する。
- ③ がんプロフェッショナル養成プランの最終評価を行い、総括するとともに、継続・発展が可能な「がん診療専門職養成事業計画」を検討する。

No. 45

- ① 新技術の臨床実用化研究を推進するため、引き続き「寧夏医科大学附属医院整形外科交流センター」に研修医及びスタッフを派遣し、先進的医療に係るプロジェクトの下に臨床医師等の診療技術の教育交流を推進する。また、双方向型学術医療交流拡大のため、寧夏医科大学附属

医院からの研究者受け入れを推進し、附属病院からは泌尿器科、病理部などで臨床研究医師の派遣を開始する。

- ② アジア諸国との臨床研究交流を推進し、小児の難病の診断・予防・治療等に関する技術指導、データ収集等を行い、相互の医療レベルの向上を図る。

② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。

No. 46

- ① 救命救急センターを設置するための組織体制等諸準備を進めるとともに、防災ヘリコプターによる島根県西部地域からの病院間搬送の充実及びドクターヘリコプター事業に係る支援体制の構築を検討する。また、附属病院DMA T（災害派遣医療チーム）と地域医療機関等と連携し、災害医療連携体制を確立する。
- ② 病院再開発事業で新設した各センター及び整備・拡充した施設等を中心に、高度で先進的な医療を展開する。また、地域医療機関と密接に連携し、島根県における最重要基幹病院として活動を展開する。
- ③ 地域医療機関への安全教育体制及び生涯教育の推進を図るため、システムの構築等の取組を引き続き行う。また、病院医学教育センターを中心に関係部署と連携し、災害時の医療安全・感染対策に向けての医療支援体制と病院機能を強化するとともに、プライバシーマーク遵守の推進を図る。

No. 47

- ① 疾病予知予防拠点が取り組んだ、糖尿病・動脈硬化性疾患などの生活習慣病、アレルギーの予防プログラムを活用し、附属病院腫瘍センター及び県内医療機関や地域行政機関が連携を図り、生活習慣病・がん対策及び新生児障害発生予防対策を推進する。
- ② 病院再開発事業により新病棟内に腫瘍センター及び緩和ケア病棟を設置し、高度で先進的ながん治療とともに、患者に寄り添う緩和ケア診療を開始する。

③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。

No. 48

- ① 病院再開発事業に係る施設整備計画を進め、療養環境の改善を図るとともに、臨床研修施設・福利施設の拡充及び「ISO14001」の更新審査を受審し快適な病院環境を構築する。
- ② フレキシブルな勤務体制等により働きやすい職場環境を維持し、医療研修等の充実を図る。また、「働きやすい病院評価」の更新審査を受審するとともに、ワークライフバランス支援室を中心に働きやすい職場環境作りを推進する。
- ③ 病院再開発事業により機能強化した新病棟の各施設を効率的に運用するため、機能的なシステムの開発や各診療科等が連携した病床運用及び効率的な設備利用を促進し、病院収入の確保を図る。また、医療情報システムと連携し医療の質の向上を図るとともに、DPC（診断群分類）データ等診療諸統計の構築・解析などを基とした病院医学分析システム（仮称）を構築する。
- ④ 医療材料の提供・管理体制にICタグ管理を用いるなど整備充実を図り、効率的な供給体制を構築するとともに、4大学連合等による医薬品の価格交渉を推進し、経費節減を図る。

（４）附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。**

No. 49

- ① 「幼・小・中一貫教育」に関する学部との共同研究組織である研究部会の機能をさらに充実

させる。

- ② 「幼・小・中合同研究会」で明らかになった一貫教育カリキュラム構築に関わる研究課題について、さらなる実践的研究を推進し、その成果を地域の公・私立学校教員や教育委員会等に広く公開する。

No. 50

- ① 特別支援教育推進検討会議の検討結果に基づき、附属学校の特別支援教育の充実策を試行する。
- ② 現職教員研修プログラムなどの附属学校の地域への貢献方策を継続的に検討し、具体化する。

No. 51

- ① 平成 22 年度に抽出した課題に基づき、附属学校部の機能強化及び教育研究活動推進のための具体策を検討する。

- ② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。

No. 52

- ① 平成 22 年度に改正した「四年一貫型教育実習プログラム」の効果を検証する。
- ② 実習生への相談支援に関わる運用やその体制のあり方について検討し、具体化する。

No. 53

- ① 教育学研究科と協働して設置した「大学院実践研究運営委員会」において、「大学院生を対象とする長期インターンシッププログラム」を検証し、課題を抽出する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。

No. 54

- ① 運営組織が機動的・効率的なものになっているか検証し、必要に応じて学長補佐体制の見直しを行う。

No. 55

- ① 事務職員の大学運営への参画状況を調査し、教職協働のさらなる推進方策を検討する。

- ② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。

No. 56

- ① 仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）を支援するため、育児・介護支援等の相談体制に関して学内への広報を充実させ、教職員の意識啓発を推進することにより、利用しやすい環境を醸成する。
- ② 仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）を促すための柔軟な働き方を可能とする学内制度の周知を図るとともに、行政機関及び諸団体が実施しているワークライフバランス支援のための諸制度をこれまで以上に情報収集し、学内教職員に周知して利用しやすい環境を醸成する。

No. 57

- ① ハラスメント防止対策強化及び迅速・適正な措置を図る体制を充実させるために制定した「ハラスメントの防止等に関する規程」がその目的に沿った効果等をあげているのかについて、

運用実績等の検証を行う。

③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。

No. 58

- ① 現行の教育研究組織の課題を整理し、必要に応じて中・長期的な視点から組織等のあり方について検討する。

④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。

No. 59

- ① 学長特別補佐の下に設置した業務改善検討チームを中心に、業務横断的な視点から引き続き見直しを行い、業務の合理化・効率化を図る。

No. 60

- ① 機能的な組織構築に資するため、各課・学部事務部の業務を洗い出し、すべての業務について「業務構造書」を作成する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。

No. 61

- ① 平成 22 年度の検討結果を踏まえ、外部資金獲得増のための取組の強化を図る。

No. 62

- ① 学外者を中心とした支援組織の構築に向け、島根大学同窓会連合会等関係組織との連携を強化する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

No. 63

- ① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 17 年度人件費予算相当額の概ね 1 % の人件費の削減を図る。

(2) 人件費以外の経費の削減

① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。

No. 64

- ① 引き続き管理的経費をさらに抑制するための方策を検討する。

No. 65

- ① 病院再開発事業により機能強化した新病棟の各施設等を効率的に運用し、在院日数の短縮に努めるとともに、既設病棟の改修期間の休止病床数を最小限に抑えて病院収入の確保に努める。

- ② EMSを活用した省エネルギー化により経費節減を図るとともに、管理経費の効率的執行の中で、病院医学教育研究領域に重点を置き、感染対策、患者サービス、職員スキルアップ等を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産を効率的に運用する。

No. 66

- ① 平成 23 年度資金運用計画を策定し、その計画に基づき、資産の適切かつ効率的な運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

No. 67

- ① 自己点検・評価をより円滑に実施するための全学組織のあり方について検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。

No. 68

- ① 新たに広報室を設置し、新しい広報・広聴戦略に基づいた機動的な広報活動を行う。

No. 69

- ① 引き続き自己点検・評価、第三者評価等に関する情報を公表する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。

No. 70

- ① キャンパスマスタープランに沿って、引き続き老朽施設の機能改善及び安全で快適な環境の整備を行うとともに、既存施設の有効活用に向けた取組を推進する。

② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。

No. 71

- ① 新病棟を完成（平成 23 年 6 月竣工）させ、その運用を開始する。
- ② 平成 22 年度に引き続き、既存病棟の改修事業を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備す

る。

No. 72

- ① 引き続き産業医・衛生管理者・衛生工学衛生管理者による職場巡視で指摘された改善指導事項について、適切に対応策を講じる。
- ② 計画的に衛生管理者等の養成を行うとともに、引き続き学生・教職員に対する安全衛生教育を行う。

② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。

No. 73

- ① 引き続き消防設備等の法定点検、自主点検及び防火防災訓練を実施する。
- ② 危機管理マニュアル・防災対策関係マニュアル等を改訂し、学内に周知徹底する。
- ③ 附属病院再開発事業において、新病棟の耐震対策及び非常用設備等を整備するとともに、既存病棟の改修事業について、耐震対策及び非常用設備等の検討・整備を行う。

③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。

No. 74

- ① 情報セキュリティ対策の検討結果をまとめ、情報セキュリティレベル向上のための計画を策定し、実施する。
- ② 情報セキュリティに関する講習会を開催する。初級者向け講習を充実させ、また、中級・管理者向けの講習内容について検討する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。

No. 75

- ① 引き続き関係法令等の周知や法令遵守の徹底を図るとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

27億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

川津団地（松江キャンパス）の土地の一部（島根県松江市西川津町1060番地 49.71㎡）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(医病)病棟	総額 4,591	施設整備費補助金 (324)
・(医病)病棟等改修		長期借入金 (4,214)
・(医病)基幹・環境整備(配電設備等)		国立大学財務・経営センター
・再開発(病棟)設備		施設費交付金 (53)
・(川津)学生寄宿舍整備		
・小規模改修		

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額の概ね1%の人件費の削減を図る。

(参考1) 平成23年度の常勤職員数

1,351人

また、任期付職員数(注)の見込みを232人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員
(参考2) 平成23年度の人件費総額見込 14,590百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,048
うち補正予算による追加	1
施設整備費補助金	324
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	1,005
国立大学財務経営センター施設費交付金	53
自己収入	15,376
授業料、入学料及び検定料収入	3,834
附属病院収入	11,372
財産処分収入	2
雑収入	168
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	989
引当金取崩	0
長期借入金収入	5,966
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	425
計	35,186
支出	
業務費	25,883
教育研究経費	15,235
診療経費	10,648
施設整備費	6,343
船舶建造費	0
補助金等	1,005
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	989
貸付金	0
長期借入金償還金	966
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	35,186

「施設整備費補助金」は、平成23年度当初予算額324百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額 14,590百万円を支出する。(退職手当は除く)
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,185百万円)

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額95百万円。

※ 運営費交付金収入には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

また、授業料、入学料及び検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	27,186
業務費	24,554
教育研究経費	2,984
診療経費	5,315
受託研究費等	540
役員人件費	148
教員人件費	7,721
職員人件費	7,846
一般管理費	660
財務費用	292
雑損	0
減価償却費	1,680
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	27,447
運営費交付金収益	10,591
うち補正予算による追加	1
授業料収益	3,271
入学金収益	446
検定料収益	117
附属病院収益	11,372
受託研究等収益	540
補助金等収益	136
寄附金収益	412
財務収益	14
雑益	156
資産見返運営費交付金戻入	337
資産見返補助金等戻入	12
資産見返寄附金戻入	37
資産見返物品受贈額戻入	6
臨時利益	0
純利益	261
目的積立金取崩益	0
総利益	261

※ 運営費交付金収益には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

また、授業料収益及び入学金収益の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	38,667
業務活動による支出	26,352
投資活動による支出	8,132
財務活動による支出	966
翌年度への繰越金	3,217
資金収入	38,667
業務活動による収入	28,416
運営費交付金による収入	11,048
うち補正予算による追加	1
授業料及び入学金検定料による収入	3,834
附属病院収入	11,372
受託研究等収入	540
補助金等収入	1,005
寄附金収入	449
その他の収入	168
投資活動による収入	379
施設費による収入	377
その他の収入	2
財務活動による収入	5,966
前年度よりの繰越金	3,906

※ 資金収入には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

また、授業料及び入学金検定料による収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	360 人
	社会文化学科	280 人
	言語文化学科	260 人
	編入学	20 人
教育学部	学校教育課程	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)
医学部	医学科	552 人
	(うち医師養成に係る分野)	552 人)
	編入学	40 人
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)
	看護学科	240 人
	編入学	20 人
総合理工学部	物質科学科	520 人
	地球資源環境学科	200 人
	数理・情報システム学科	400 人
	電子制御システム工学科	320 人
	材料プロセス工学科	160 人
	編入学	40 人
	生物資源科学部	生物科学科
生態環境科学科	180 人	
生命工学科	160 人	
農業生産学科	120 人	
地域開発科学科	220 人	
編入学	40 人	
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
	言語・社会文化専攻	12 人
教育学研究科	(うち修士課程)	12 人)
	教育実践開発専攻	40 人
	(うち修士課程)	40 人)
	教育内容開発専攻	40 人
医学系研究科	(うち修士課程)	40 人)
	医科学専攻	150 人
	(うち修士課程)	30 人)
	(うち博士課程)	120 人)
	看護学専攻	24 人
総合理工学研究科	(うち修士課程)	24 人)
	物質科学専攻	72 人
	(うち修士課程)	72 人)
	地球資源環境学専攻	28 人
	(うち修士課程)	28 人)
	数理・情報システム学専攻	56 人
(うち修士課程)	56 人)	

	電子制御システム工学専攻	44 人
	（うち修士課程	44 人）
	材料プロセス工学専攻	24 人
	（うち修士課程	24 人）
	マテリアル創成工学専攻	18 人
	（うち博士課程	18 人）
	電子機能システム工学専攻	18 人
	（うち博士課程	18 人）
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40 人
	（うち修士課程	40 人）
	農林生産科学専攻	44 人
	（うち修士課程	44 人）
	環境資源科学専攻	36 人
	（うち修士課程	36 人）
法務研究科	法曹養成専攻	70 人
	（うち専門職学位課程	70 人）
附属幼稚園	80人	
	学級数 4	
附属小学校	普通学級	
	416人	
	学級数 14	
	特別支援学級	
	16人	
	学級数 2	
附属中学校	普通学級	
	420人	
	学級数 12	
	特別支援学級	
	8人	
	学級数 1	